

議案第159号

大阪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市後期高齢者医療に関する条例（平成20年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

保険料の延滞金の割合に係る特例措置を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市後期高齢者医療に関する条例（抄）

附 則

1－3 省 略

(保険料の延滞金の特例)

- 4 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の延滞金特例基準割合

前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示されたに規定する平均貸付割合

割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と延滞金特例基準割合

し、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの延滞金特例基準割合

割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。